

(平成26年12月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立期間①のうち、昭和43年6月25日から同年12月2日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、同年12月2日であると認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和43年6月から同年9月までは4万5,000円、同年10月及び同年11月は6万円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間①のうち、昭和43年12月2日から44年1月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における上記訂正後の資格喪失日（昭和43年12月2日）に係る記録を44年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人のB社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、昭和54年3月15日であると認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、28万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年6月25日から44年1月1日まで
② 昭和53年9月30日から54年3月15日まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①及びB社に勤務した期間のうちの申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。両社は名称変更したものの同一の会社であり、昭和39年から平成6年まで継続して勤務していた。申立期間①及び②において厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できる給料支払明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録及び元従業員の回答から、申立人は当該

期間も継続してA社に勤務していたことが認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和43年6月25日から同年12月2日までの期間について、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者記録は、同社が適用事業所ではなくなった日（昭和43年6月25日）より後の同年12月2日付けで、既に記録されていた同年10月の定時決定の記録が取り消され、同年6月25日に被保険者資格を喪失したとする処理が遡って行われている上、申立人と同様に、同年12月2日付けで資格喪失日を遡って同年6月25日と記録されている者が11人確認できる。

しかしながら、A社の商業登記の記録は、保存期間経過のため確認できないが、雇用保険の加入記録によれば、申立人を含む9人は、昭和44年1月まで同社に勤務していたことが確認できることから、同社は、当時の厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後に、申立人に係る上記資格喪失処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を、当該遡及処理が行われた昭和43年12月2日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記資格喪失処理前の社会保険事務所の記録から、昭和43年6月から同年9月までは4万5,000円、同年10月及び同年11月は6万円とすることが妥当である。

次に、申立期間①のうち、昭和43年12月2日から44年1月1日までの期間について、上記のとおり雇用保険の加入記録、元従業員の回答及び申立人から提出のあった給料支払明細書により、申立人が当該期間もA社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の同社における上記訂正後の資格喪失日（昭和43年12月2日）に係る記録を44年1月1日に訂正することが必要である。

なお、上記のとおり、当該期間においてもA社は厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記給料支払明細書で確認できる給料支払額及び保険料控除額から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該期間においてA社は適用事業所の要件を満たしていながら、事業主は社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、雇用保険の加入記録及び元従業員の回答から、申立人は、当該期間においても継続してB社に勤務していたことが確認できる。

一方、B社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者記録は、同社が適用事業所ではなくなった日（昭和53年9月30日）

より後の昭和 54 年 3 月 15 日付けで、53 年 9 月 30 日に被保険者資格を喪失したとする処理が遡って行われている上、申立人と同様に、54 年 3 月 15 日付けで資格喪失日を遡って 53 年 9 月 30 日と記録されている者が 13 人おり、そのうち 3 人は同年 10 月の定時決定の記録が取り消されていることが確認できる。

しかしながら、B 社の閉鎖登記簿謄本によれば、同社は法人事業所であり、雇用保険の加入記録から、申立人を含む 11 人は、昭和 54 年 3 月 15 日まで同社に勤務していたことが確認できることから、同社は、当時の厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、B 社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後に、申立人に係る上記資格喪失処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を当該遡及処理が行われた昭和 54 年 3 月 15 日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記資格喪失処理前の社会保険事務所の記録から、28 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成14年10月から15年8月までは28万円、同年9月から16年8月までは32万円、同年9月から17年7月までは36万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の26万円とされているが、申立人は、申立期間①のうち、15年4月1日から17年8月1日までの期間について、当該訂正前の標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、15年4月から16年3月までは32万円、同年4月から同年9月までは36万円、同年10月から17年3月までは34万円、同年4月から同年7月までは36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間④、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年6月30日は102万円、同年12月28日は68万円、20年6月30日は56万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から17年8月1日まで
② 平成15年6月30日
③ 平成15年12月28日
④ 平成16年6月30日
⑤ 平成16年12月28日
⑥ 平成20年6月30日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が実際の報酬額と相違しており、申立期間②から⑥までの標準賞与額の記録が無い。同社は、申立期間①については社会保険事務所（当時）に事後訂正の届出を行ったが、当該期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。また、申立期間②から⑥までについては、給料支払明細書により、賞与が支給されたことが確認できるので、当該期間の標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額は、当初、26万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成19年9月7日付けの届出で、14年10月から15年8月までは28万円、同年9月から16年8月までは32万円、同年9月から17年7月までは36万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（28万円、32万円及び36万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（26万円）とされている。

しかしながら、申立期間①のうち、平成15年4月1日から17年8月1日までの期間について、申立人から提出された給料支払明細書及び退職時に事業主から受け取ったとする賃金台帳（写し）により、申立人は、訂正前の標準報酬月額（26万円）を超える報酬月額の支払を受け、当該訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高い保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記給料支払明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成15年4月から16年3月までは32万円、同年4月から同年9月までは36万円、同年10月から17年3月までは34万円、同年4月から同年7月までは36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主の連絡先が不明であり、照会することができないが、給料支払明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

次に、申立期間①のうち、平成14年10月1日から15年4月1日までの期間について、上記給料支払明細書及び賃金台帳において確認できる厚生年金保険料額に見合

う標準報酬月額、訂正前の標準報酬月額（26万円）と同額であることから、特例法による記録訂正の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 2 申立期間④、⑤及び⑥について、申立人から提出された賞与に係る給料支払明細書及び退職時に事業主から受け取ったとする賃金台帳（写し）により、申立人は、当該期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、上記給料支払明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成16年6月30日は102万円、同年12月28日は68万円、20年6月30日は56万2,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主の連絡先が不明であり、照会することができず、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

次に、申立期間②及び③について、上記給料支払明細書及び賃金台帳により、申立人は、当該期間にA社から賞与の支払を受けているものの、当該賞与に係る厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②及び③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、昭和57年3月16日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、16万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月31日から57年3月16日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。給料支払明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は、申立期間においてもA社に勤務していたことが確認できる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和57年1月31日より後の同年4月22日付けで、申立人の同社における資格喪失日を遡って56年10月31日とする資格喪失届が受け付けられており、申立人を含めた16人についても同様の処理が行われていることが確認できる。

また、A社において昭和56年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚は、「自身が入社したときにはA社はもう倒産するのではないかと言われており、社会保険担当者から、保険料の納入が遅れていて、もう払えないという話を聞いた。」と供述しているところ、上記被保険者名簿の1ページ目において、社会保険事務所（当時）が同年8月から同年9月までにかけて頻繁に来所を指示していたことを示すメモ書きの記載があることが確認できる。

さらに、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社は申立期間に法人事業所であったことが確認できる上、同僚等の雇用保険の加入記録から、申立期間に5人以上の従業員が勤務していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が厚生年金保険の適用

事業所ではなくなった後に、申立人の資格喪失日に係る記録を昭和 56 年 10 月 31 日に遡って記録する合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日を、雇用保険の離職日の翌日である 57 年 3 月 16 日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿における申立人の昭和 56 年 10 月の標準報酬月額の記録から、16 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社B店における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は平成3年1月16日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、26万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成2年12月31日から3年1月16日まで

A社B店に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社同店から親会社であるC社に異動したが、失職することなく継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間もA社において勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社B店における被保険者資格喪失日は、当初、平成3年1月16日と記録されていたところ、同社同店が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年1月31日より後の同年4月2日付けで、遡及して2年12月31日に訂正されており、複数の元従業員についても、申立人と同様の訂正処理が行われていることが確認できる。

また、A社の商業・法人登記簿謄本には、申立人の氏名は見当たらず、申立人は営業の業務に従事していたとしていることから、申立人は、上記遡及訂正処理に関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人に係る上記遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人のA社B店における資格喪失日を、事業主が当初届け出た平成3年1月16日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記遡及訂正処理前のオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、平成19年10月は19万円、同年11月は20万円、同年12月から20年2月までは19万円、同年3月は24万円、同年4月は22万円、同年5月は24万円、同年6月は22万円、同年7月及び同年8月は20万円、同年9月は22万円、同年10月は26万円、同年11月は22万円、同年12月から21年2月までは20万円、同年3月及び同年4月は22万円、同年5月は26万円、同年6月から22年2月までは22万円、同年3月は32万円、同年4月は24万円、同年5月は28万円、同年6月及び同年7月は24万円、同年8月及び同年9月は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②から⑦までの厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間②は7万9,000円、申立期間③は27万円、申立期間④は28万円、申立期間⑤は33万3,000円、申立期間⑥は19万6,000円、申立期間⑦は24万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年10月1日から22年10月1日まで
② 平成19年12月25日
③ 平成20年7月24日
④ 平成20年12月24日
⑤ 平成21年7月23日
⑥ 平成21年12月25日
⑦ 平成22年7月23日

A医院に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、厚生年金保険料控除額に見合

う標準報酬月額と相違している。給与明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。
また、申立期間②から⑦までの標準賞与額の記録が無い。給与明細書に報奨金として賞与が含まれているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 A医院は、申立人から提出された給与明細書において、平成19年12月支給の給与から控除した厚生年金保険料は同年10月分であり、23年1月支給の給与から控除した厚生年金保険料は22年11月分である旨回答している。

申立期間①のうち、平成19年10月、同年12月から20年3月まで、同年5月から21年7月まで及び同年9月から22年9月までについて、申立人から提出された給与明細書から、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間①のうち、平成19年11月、20年4月及び21年8月について、申立人は、20年1月、同年6月及び21年10月支給の給与明細書を保有していないものの、申立人から提出された預金通帳により確認できる当該期間に係る給与振込額及び20年分給与所得の源泉徴収票並びにB市役所から提出された平成21年度相当分及び22年度相当分市民税・県民税所得回答書から判断すると、当該期間においても前後の期間と同様、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、上記給与明細書等において確認又は推認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成19年10月は19万円、同年11月は20万円、同年12月から20年2月までは19万円、同年3月は24万円、同年4月は22万円、同年5月は24万円、同年6月は22万円、同年7月及び同年8月は20万円、同年9月は22万円、同年10月は26万円、同年11月は22万円、同年12月から21年2月までは20万円、同年3月及び同年4月は22万円、同年5月は26万円、同年6月から22年2月までは22万円、同年3月は32万円、同年4月は24万円、同年5月は28万円、同年6月及び同年7月は24万円、同年8月及び同年9月は22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明としているものの、上記給与明細書等において確認又は推認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の

標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記給与明細書等において確認又は推認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時。平成 22 年 1 月以降にあつては、年金事務所）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②から⑦までについて、申立人から提出された給与明細書及び預金通帳から判断すると、申立人は、当該期間において、A 医院から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記給与明細書において確認できる保険料控除額又は賞与額から、申立期間②は 7 万 9,000 円、申立期間③は 27 万円、申立期間④は 28 万円、申立期間⑤は 33 万 3,000 円、申立期間⑥は 19 万 6,000 円、申立期間⑦は 24 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA会における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、昭和20年5月18日であると認められることから、申立期間の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、100円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月18日から21年4月1日まで

B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間当時の業務内容等に関する記憶及び申立期間にB社に係る被保険者資格を取得した従業員の供述から判断すると、申立人が申立期間において同社に勤務していたと認められる。

一方、申立人がB社に勤務したとする期間にA会の被保険者記録が確認できるところ、同会に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、申立人の同会に係る資格取得日は「ㄥ」と記載されており、同ページの直前の資格取得日を見ると、「20.5.18」と記載されていることが確認できる上、申立人の標準報酬月額等級については、オンライン記録で確認できる資格取得日（昭和21年4月1日）に係る等級の前に別に等級の記載が確認できるとともに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には同会の記録が記載されていないこと等から、社会保険事務所（当時）における申立人の年金記録管理が適切に行われていなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA会において昭和20年5月18日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA会における上記名簿の標準報酬月額等級の記録から、100円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成9年10月から11年9月までは24万円、同年10月は34万円、同年11月は32万円、同年12月は36万円、12年1月及び同年2月は38万円、同年3月は36万円、同年4月及び同年5月は34万円、同年6月は38万円、同年7月は34万円、同年8月及び同年9月は38万円、同年10月から同年12月までは36万円、13年1月は34万円、同年2月及び同年3月は36万円、同年4月は34万円、同年5月は28万円、同年6月は32万円、同年7月は34万円、同年8月は28万円、同年9月は32万円、14年5月から15年2月までは26万円、同年3月は20万円、同年4月から同年8月までは26万円、同年9月から16年8月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年10月1日から16年9月1日まで
② 平成22年9月1日から23年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細票を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成9年10月から11年12月まで、12年2月から同年4月まで、同年6月から13年9月まで、14年5月から同年8月まで及び同年10月から16年8月までについては、申立人から提出された給与明細票から、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間①のうち、平成12年1月、同年5月及び14年9月については、申立

人は保険料控除額を確認できる資料を保有していないものの、金融機関から提出された申立人の当該期間に係る預金元帳において確認できる給与振込額並びに申立人から提出された当該期間の前後の期間における給与明細票において確認できる保険料控除額及び報酬月額から判断すると、当該期間においても前後の期間と同様、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成9年10月から13年9月まで及び14年5月から16年8月までの標準報酬月額については、上記給与明細票等から確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、9年10月から11年9月までは24万円、同年10月は34万円、同年11月は32万円、同年12月は36万円、12年1月及び同年2月は38万円、同年3月は36万円、同年4月及び同年5月は34万円、同年6月は38万円、同年7月は34万円、同年8月及び同年9月は38万円、同年10月から同年12月までは36万円、13年1月は34万円、同年2月及び同年3月は36万円、同年4月は34万円、同年5月は28万円、同年6月は32万円、同年7月は34万円、同年8月は28万円、同年9月は32万円、14年5月から15年2月までは26万円、同年3月は20万円、同年4月から同年8月までは26万円、同年9月から16年8月までは28万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記給与明細票により確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細票において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成13年10月、同年11月及び14年1月から同年4月までの期間については、申立人から提出された給与明細票により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立期間①のうち、平成13年12月については、申立人は保険料控除額を確認できる資料を保有しておらず、申立人から提出された当該期間の前後の期間における給与明細票において確認できる保険料控除額から判断すると、当該期間においても、前後の期間と同額の厚生年金保険料が控除されていたと認められる。

さらに、申立期間②のうち、平成22年9月から23年5月までについては、申立人か

ら提出された当該期間に係る給与明細票において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額を上回ることが確認できるものの、同年6月の給与明細票において、「厚生年金保険料率の変更による調整のため、還付がある。」と記載されており、当該還付額を検証したところ、22年9月から23年6月について、還付による調整を反映した保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが認められる。

加えて、平成23年7月及び同年8月については、当該期間に係る給与明細票において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より低額であることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①のうち平成13年10月から14年4月まで及び申立期間②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月1日から9年10月1日まで

A社又はB社C事業部に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。両社は平成9年に事業統合したものの、統合前及び統合後も継続して勤務していたため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにA社及びB社C事業部における同僚の回答により、申立期間の一部期間について、申立人が両社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主は申立人を覚えていない旨回答しており、当該事業主が申立期間当時の人事担当者であったとする者及び申立期間当時に同社役員であり、同社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる3人の計4人に照会したものの、回答を得ることができないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、B社の元人事担当者は、事業所の移転などにより申立期間当時の資料は保管されていないが、平成9年1月1日に同社C事業部がA社を事業統合した際、同社において厚生年金保険の被保険者であった者についてはB社C事業部において引き続き厚生年金保険に加入させたはずであり、販売職の契約社員であったと思われる申立人については、A社において厚生年金保険に加入していなかったことから同日にB社C事業部において厚生年金保険に加入させず、同年4月1日に同社との雇用契約を締結した後、試用期間が終了した時点において厚生年金保険に加入させたものと思われる旨述べている。

さらに、上記元人事担当者はB社C事業部について、厚生年金保険に加入していない従業員の給与から厚生年金保険料を控除することは無い旨述べている。

加えて、申立人は、申立期間を含む昭和61年4月1日から平成9年10月1日までの期間について、国民年金第3号被保険者であったことがオンライン記録により確認でき

る上、申立人は当該期間の健康保険について、夫の被扶養者であった旨述べている。

なお、申立人は、申立期間においてA社又はB社C事業部からD百貨店E店に派遣され、婦人服販売の業務に就いていた旨主張しており、A社への入社時期について、D百貨店E店が開店した半年後であるとしているところ、D百貨店の沿革及び同僚の供述等により、D百貨店E店は平成8年5月に開店していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 34 年 12 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで

平成 26 年に年金事務所で年金記録を照会したところ、同年 5 月 14 日付けの「厚生年金保険の期間照会について (回答)」において、申立期間①については、厚生年金保険の加入記録が無いと回答を受けた。しかし、私は昭和 34 年 3 月に高校を卒業し、同年 4 月から 41 年 6 月まで A 社 B 支社 (36 年 4 月、組織変更に伴い、C 支社に所属) に継続して勤務していたので、申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、上記「厚生年金保険の期間照会について (回答)」において、申立期間②を含む昭和 34 年 12 月 1 日から 41 年 6 月 21 日までの 78 か月については、A 社 B 支社で加入していた厚生年金保険に係る脱退手当金の支給を受けた期間として回答を受けた。しかし、平成 20 年 3 月 17 日付けの「ねんきん特別便」においては、脱退手当金の支給を受けた期間は、申立期間②後の昭和 36 年 4 月から 41 年 6 月までの 62 か月とされており、申立期間②については、脱退手当金の支給は受けていないと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間を含めた昭和 34 年 3 月 2 日から 41 年 6 月 20 日まで、A 社 B 支社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A 社は、同社が保有する職員住所録において、申立人は、昭和 37 年 1 月から 41 年 5 月まで同社 C 支社に正社員として在籍していたことは確認できる

が、このほかに当時の資料は無いことから、申立人の申立期間①における勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができないとしている。

また、A社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、資格取得日が申立人と同じ昭和34年12月1日である従業員14人の雇用保険の加入記録を調査したところ、7人の記録を確認することができ、当該7人全員が申立人と同様に厚生年金保険の被保険者資格を取得する前から雇用保険に加入していることが確認できる上、複数の従業員は、「私が入社したときには、試用期間があり、厚生年金保険には加入していなかった。」旨回答していることを踏まえると、同社では、入社と同時に厚生年金保険の加入手続を行わない取扱いであったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人は、A社B支社を退職した後に脱退手当金の支給を受けた期間は、年金事務所が申立人に回答した「厚生年金保険の期間照会について（回答）」における昭和34年12月1日から41年6月21日までの78か月ではなく、「ねんきん特別便」により通知を受けた36年4月から41年6月までの62か月であるから、後者に含まれていない申立期間②の16か月については、脱退手当金の支給は受けていないと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録において、昭和41年12月12日に、申立期間②を含む34年12月1日から41年6月21日までのA社B支社に係る厚生年金保険の被保険者期間の脱退手当金が支給決定されていることが確認できる。

また、A社B支社に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、当該脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、その支給に係る事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立人から提出のあった平成20年3月17日付けの「ねんきん特別便」は、当該特別便作成時に申立人が受給している年金額の計算の基礎となっている加入月数及び年金額の計算の基礎とはならないが、受給資格期間には算入される合算対象期間（いわゆるカラ期間）の記録を通知したものである。

一方、脱退手当金の支給を受けた期間については、昭和61年3月までは、旧厚生年金保険法第71条において、その計算の基礎となった被保険者期間であった期間は、被保険者でなかったものとみなされている。

また、昭和61年4月以降は、年金制度の改正（基礎年金導入）により、国民年金の被保険者期間等の特例（国民年金法附則（昭和60年法律第34号）第8条第5項第

7号)において、36年4月以降61年3月までの脱退手当金の支給期間については、同年3月までに脱退手当金が支給され、同年4月以降において65歳になるまでの間に保険料納付済期間又は保険料免除期間を有するに至った場合、老齢基礎年金の合算対象期間となると定められている。

以上のことから、申立人の場合、昭和36年4月より前の脱退手当金の支給期間は、年金額の計算の基礎となる加入月数に算入されず、かつ、合算対象期間にもならない期間である。

このため、上述の「ねんきん特別便」において、脱退手当金の支給期間のうち、昭和36年4月以降の期間については、合算対象期間として記載されているが、それより前の申立期間②については記載されなかったものである。